

税務調査で注意すべき 「設備関連費用」

週刊税務通信2019年11月25日号No.3582「税務調査を乗り切るポイント」愛知吉隆著より

減価償却資産の取得価額について

①支払い状況、契約書、納品書、請求書等を確認し、取得価格に値引きや追加がないか？、付随費用※(引取運賃・運送保険料・購入手数料・関税など)については損金計上されていないか？

※取得価額への算入が任意とされる付随費用

- (1) 不動産取得税、自動車取得税、新增設に係る事業所税、登録免許税、登録費用
 - (2) 固定資産の使用開始前の期間にかかる借入金利息
 - (3) 建設計画の変更に伴い、不要になった調査・測量・設計・基礎工事等に係る費用
 - (4) いったん締結した固定資産の取得に関する契約を解除し、他の固定資産を取得した場合に支出する違約金
- ②建物を建てた場合、建物・建物附属設備・構築物では、耐用年数が異なります。これらの会計科目を区分した算定根拠(間接費の按分)を確認します。

③建替えの場合、損金に計上できる従前の建物の取壊し費用以外のものが損金に計上されていないか？

④自社で建設や製造したものがあるかどうかは、調査時に会社概要を聞く中で、機械等の購入やメンテナンスについて、組織図と照らし合わせて、普段の業務内容を聞き、稟議書や作業日報、現場を確認します。

⑤外部に委託したシステム等に社内の者が開発に携わった場合、社内の者の人件費を資産計上すべきかの判断も重要。資産計上額は、そのシステムを制作するために要した費用(労務費・原材料費・委託費等)。

⑥外部から購入したソフトを、社内の者が自社仕様に修正する場合、その者の人件費を資産計上(少額な間接費・付随費用は損金計上も可)しているか？ ※現状システムの維持・管理・不具合修正は損金計上でも可。

⑦不動産(土地・建物等)の購入のための仲介手数料を損金計上していないか？

⑧土地と建物を一緒に購入し、仲介手数料をすべて建物勘定に計上し、減価償却していないか？

⑨不動産購入時、未経過固定資産税の支払いを損金計上していないか？

「事業の用に供した日」について

「事業の用に供するまでに直接かかった費用を取得費に加算」「減価償却を開始する日」の観点から重要です。特に、「特別償却」や「税額控除」の対象となった機械等は、税額に大きく影響するため注意が必要です。

機械装置に係る購入から設置、製品等の生産までの状況を作業日報、製品の生産記録、製品の出荷記録等を突合し、いつの時点で試運転が終了し、事業の用に供したか？

10万円未満の消耗品について

消耗品費、修繕費、雑費等の中に計上される物品で、1つが10万円以上の物が計上されていないか？、10万円未満になるように記載されていないか？、物品で10万円未満の物であっても、通常1単位(1台、1基、1個、1組)で取引される物がないか？を納品書・領収書・現物とその利用状況も含め確認します。

【今月の経営格言】 逆境は自ら招いた境遇なのだ。

by 渋沢栄一

渋沢はもともと尊皇倒幕の意思を持って東奔西走し、挫折。一転して一橋家の家来となり、幕府の臣下としてフランスへ行ったが、帰国してみると幕府は滅びており、依然望んだはずの王政となっていた。当然、渋沢は逆境の真ただ中に置かれるようになり、大変苦勞したことを生涯忘れなかった。しかし、その道を選んだのは自分自身であり、その責任は他人にも天にもない。このことを理解せず、いつまでたっても自ら責任を取ろうとしないと、チャンスなど掴めるわけがない。逆境にあった渋沢が成功したのは、自らの誤りを素直に認め、軌道修正をしたからに他ならない。
「渋沢栄一 巨人の名語録」より